

北海道科学大学学外研究員受入に係る取扱内規

(目 的)

第1条 この内規は、北海道科学大学寒地未来生活環境研究所、寒地先端材料研究所、北方地域社会研究所、北の高齢社会アクティブライフ研究所（以下「各研究所」という。）規程第4条に基づき、学外からの研究員（以下「学外研究員」という。）の受け入れについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この内規において学外研究員とは、企業、教育・研究機関、各種関係団体・組織等に在籍する者であって、自己の知見、経験等を活かし、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）における教育研究等の推進に寄与するための研究、調査、指導、助言等を行う者をいう。

(受入申請)

第3条 学外研究員を受け入れようとする者は、学外研究員の派遣を行う機関（以下「派遣機関」という。）の承諾を得た上で、学外研究員受入申請書（様式1）を各研究所の所長（以下「各所長」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

(受入の審議)

第4条 各所長は、前条の申請書を受けた場合、各研究所会議において審議のうえ諾否を決定する。

2 各所長は、前項の審議結果を学長に報告し、承認を得る。

(学外研究員の委嘱)

第5条 学長は、前条の承認をしたときは、学外研究員の委嘱を行う。

(受入担当者)

第6条 本学の受入担当者は受入申請書を提出した者とする。

2 受入担当者は、学外研究員の研究活動等の実施状況を把握するとともに、研究活動等に対する支援に係る業務を行う。

(学外研究員の受入期間)

第7条 学外研究員の受入期間は原則として2年以内とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、受入期間を延長することができる。

2 学外研究員が受入期間を延長しようとするときは、受入期間延長願（様式2）を学長に提出し、その承認を得なければならない。

(待 遇)

第8条 学外研究員と本学の間には、雇用関係は生じないものとする。

2 学外研究員には、報酬その他一切の給付は行わない。

(施設等の利用)

第9条 学外研究員は、本学の施設等を研究に必要な範囲内において、利用することができる。

2 学外研究員が本学の施設等を利用するとき必要な消耗品等の経費は、派遣機関の負担とする。

(損害賠償等)

第10条 学外研究員は、その責めに帰すべき事由により建物又は設備若しくは備品を滅失し、又

は棄損したときは、当該損害の賠償の責を負うものとする。

2 学外研究員が受入期間中に自己の責任により負傷等を被った場合、本学は賠償の責任を負わないものとする。

(受入の取消)

第11条 学外研究員が本学で研究をするに相応しくないと各所長が認めたときは、その意見に基づき、学長は受入を取消することができる。

(身分の証明)

第12条 学外研究員には、本学での研究に必要な範囲において、身分を証明するものを交付する。

(諸規則の遵守義務)

第13条 学外研究員は、研究活動等の実施中、本学の指示並びに本学の規程その他の定めに従わなければならない。

2 学外研究員は、北海道科学大学職務発明等規程第3条に規定される知的財産権について、既に公知の情報であるものを除いて、研究活動等を通じて知り得た一切の情報について、学外研究員の受入期間中及び終了後においても、外部に漏らしてはならない。

(知的財産権の帰属)

第14条 研究活動等の実施に伴い発生した知的財産権については、本学と学外研究員との間で書面による定めのない限り、原則本学に帰属するものとする。

(内規の改廃)

第15条 この内規の改廃は、研究推進・地域連携センター会議の議を経るものとする。

付 則

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成29年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。